横浜市福祉のまちづくり条例及び同規則改正に係る 団体ヒアリングの主なご意見 (意見公募で提出された意見は除く)

【ヒアリング実施日】

令和4年7月20日~令和4年8月26日

【ヒアリング実施団体】

- ・心身障害児を守る会連盟
- ・横浜障害児を守る連絡協議会
- · 横浜市身体障害者団体連合会
- 横浜精神障害者家族連合会
- ・ラシク 045
- ジェントルタウン倶楽部

規則改正の内容について

- ・車椅子使用者用駐車場に普通の車が止まっていた時の罰則を作ってほしい。
- ・手すりがつけられないことが理由で施設が開所できないのは厳しいので柔軟にやってほしい。
- ・エスカレーターの右側を歩行されるのが怖い。エスカレーターを設置するときは一人用のものを 設置してほしい。
- ・石畳等の凸凹が解消されるのは良いと思うが、つるつるで滑ってしまうのも困る。バランスをどのようにとるのか。
- ・敷地内通路の幅についての規定はあるか。敷地内通路に凹凸が無い仕上げを求めるのであれば、「平滑」や「なめらか」といった表現の方が良いのではないか。
- ・トイレの鏡サイズについて、現在の基準だと下端寸法が高いために使いにくい人もいる。

令和3年9月に説明をした条例改正の内容について

- ・用途変更をして施設を整備することが多いので柔軟に対応してほしい。
- ・施設は家から近い方がよい。
- ・施設を作る場所(既存施設の改修)をみつけるだけでなく、周りの理解を得るもの大変。公費から補助が出れば助けになる。
- ・緩和をすることがここまで大変だとは思わなかった。
- ・2階にEVで行ける遠くの施設よりも、2階にEVで行けない近くの施設を求めている。
- ・障害の程度が変化することはあるが、その時は別の施設を探す。通う施設を変えることは実際に ある。
- ・車椅子使用者は、全てがフラットの方がいいと言うが、視覚障害者は段差があった方が移動しや すいと言う。一つの基準だけでは難しい。ハードとソフトをうまく組み合わせていくことが大事 なのだと思う。
- ・基準をそれぞれで作ってしまうと、障害の種別に分かれて暮らすことになってしまうのではない か。雑多な中でどのように暮らすかがすごく重要だと思う。
- ・施設管理者側がソフトで対応する方法を考えさせるのはありだと思う。
- ・全てを同じ基準にするのが無理かと思う。知恵で乗り越える問題だと思う。